

COVID-19 おける海外渡航にかかる留意点

R2.9 版 企画総務部総務課

以下の事項を徹底してください。

<所属部局>

- 渡航前 常に本人とは連絡を取れる体制を構築し、緊急連絡先（家族等）、受入先教員・研究者等の連絡先等の情報も確実に控えておくこと。
- 渡航後 COVID-19 の疑いもしくは確定診断を受けたことが確認された場合は、詳しい状況を確認し、速やかに危機対策本部へ連絡すること。
- 帰国時 以下を確認・指示すること。
 - ・予定どおり帰国可能か（変更となる場合には速やかに所属部局へ報告すること。）
 - ・詳しい到着日時、便名、到着空港
 - ・空港で SARS-CoV-2PCR 検査もしくは抗原検査を受けたか否か、受けた場合その結果。
 - ・空港から自宅までの移動方法（公共交通機関を使用しないことを指示）
 - ・帰国後 14 日間（健康観察期間）の滞在場所
 - ・体調等を確認するため、帰国後ただちに総合安全衛生管理機構の健康観察を受けるよう指示すること。（<https://hschome-gw.hsc.chiba-u.ac.jp/2020bodysymptoms.html> に従って必要項目を記入し、info-hsc@office.chiba-u.jp へメールする。）

<対象者本人>

この度は対象者が感染予防等を徹底するものとして、特別に渡航を認めるものです。

渡航中の行動は自らの責任によるものとなりますが、世界的パンデミックですので、国内外を問わず、感染拡大を防止するため適切な行動をとってください。また、以下の事項を遵守してください。

- 渡航前
 - ・渡航先の最新の流行状況を確認し、入国に必要な条件・検査・書類に遺漏がないよう準備する。
 - ・外務省海外安全情報（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を確認し、渡航が著しく困難な場合には、渡航直前であっても、渡航の中止や延期を検討すること。
 - ・渡航先での感染予防のため義務付けられている対策を確認する。（マスク着用や飲酒の禁止、移動の禁止などがある。）
 - ・所属部局の事務担当に常に連絡を取れる連絡先、緊急連絡先（家族等）、受入先教員・研究者等の連絡先等の情報を必ず伝えること。
 - ・旅レジ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）に登録すること

- ・現地で体調不良となった場合の受診方法、COVID-19 が疑われる場合の対応方法、渡航用保険のカバーされる範囲等を確認し、備えること。

- 渡航後
- ・到着後は、その国の感染防止にかかる規則を遵守し、検査や自己隔離など適切に行うこと。
 - ・発熱等 COVID-19 を疑う症状が出た場合には、自己隔離した上で、滞在先の行政保健機関等の指示に従い、受診、検査、治療を受けること。
 - ・その場合、本人もしくは緊急先となっている者から、部局担当者へその旨連絡をすること。
 - ・治療中の体調、状況などは随時所属事務担当に連絡すること。部局担当者から状況を確認する場合もあるので、緊急連絡先となっているものと病状など必要に応じて共有しておくこと。

- 帰国時
- 予定した帰国時期に、帰国が困難な場合、その旨部局担当者に連絡すること。
以下の項目を部局担当者に帰国前に連絡すること。

- ・到着日時，便名，到着空港
 - ・空港で SARS-CoV-2PCR 検査もしくは抗原検査を受けたか否か、受けた場合その結果。
 - ・空港から自宅までの移動方法（公共交通機関を使用しない）
 - ・帰国後 14 日間（健康観察期間）の滞在場所。
 - ・体調等を確認するため、帰国後ただちに総合安全衛生管理機構の健康観察を受けること。
- (<https://hschome-gw.hsc.chiba-u.ac.jp/2020bodysymptoms.html> に従って必要項目を記入し、info-hsc@office.chiba-u.jp へメールする。)
- ・渡航先の交通状況等が悪化し、帰国が困難な場合は、速やかに所属事務担当へ連絡すること。

- 帰国後
- ・空港検疫の指示に従い、検査・自己隔離・健康観察などを行うこと。
 - ・空港から自宅やホテルへの移動には公共交通機関は利用できません。
 - ・帰国後 14 日間（健康観察期間）は、出勤停止です。
 - ・健康観察期間中は、不要不急の外出を避け、感染予防対策を徹底してください。